

◆官民連携（かんみんれんけい）

水道事業者と民間企業が連携し、民間の持つノウハウ・技術を活用することによりサービス向上、財政基盤の強化、業務効率化等を図るものをいう。

◆管路の更新率（かんろのこうしんりつ）

管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、信頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す指標である。

◆管路の事故割合（かんろのじこわりあい）

1年間に於ける導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、管路の健全性を表す指標である。

◆管路の耐震化率（かんろのたいしんかりつ）

導・送・配水管（配水支管を含む）全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す指標である。

◆基幹管路（きかんかんろ）

導水管、送水管及び配水本管をいう。配水本管については、配水管のうち、給水管の分岐のないものを基本とするが、水道事業の規模、配水区域の広がり、市街化の状況、管路の口径・流量・配置状況等を勘案して、水道事業者等において適切に定めるものである。

◆企業債（きぎょうさい）【=起債（きさい）】

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。

◆企業債償還元金対減価償却費比率**（きぎょうさいしょうかんばんきんたいげんかしょうきゃくひひりつ）**

当年度減価償却費に対する企業債償還元金の割合を示すもので、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標である。一般的に、この指標が100%を超えると、再投資を行うに当たって企業債などの外部資金に頼らざるを得なくなり、投資の健全性は損なわれることを表す指標である。

◆技術職員率（ぎじゅつしょくいんりつ）

全職員数に対する技術職員の割合を示すもので、技術面での維持管理体制を表す指標である。

◆基本水量付口径別逓増制（きほんすいりょうつきこうけいべつていそうせい）

水道料金における料金体系の一つである。基本水量とは、基本料金を支払うことにより、水量料金を支払うことなく使用することができる水量のことをいう。口径別逓増制とは、水道メーターの口径ごとに料金を設定しており、更に使用水量が増加するほど適用される使用量の単価が高くなるように原価を逓増的に配賦する料金体系をいう。

◆給水管（きゅうすいかん）

道路に埋められている配水管から分岐して各家庭に引き込まれている水道管であり、給水装置及び給水装置より下流の受水槽以下の給水設備を含めた水道用の管で呼び径13～50mmのサイズが主流である。

◆給水管の事故割合（きゅうすいかんのじこわりあい）

給水件数 1,000 件当たりの給水管の事故件数を示しており、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表す指標である。

◆給水原価（きゅうすいげんか）

有収水量 1m^3 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費）－長期前受金戻入） / 年間総有収水量（円/ m^3 ）。供給原価ともいう。

◆給水収益（きゅうすいしゅうえき）

水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれにあたる。

◆給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道により給水をうけている人口をいう。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口[計画給水人口]（水道法 3 条 11 号）をいう。

◆供給単価（きょうきゅうたんか）

有収水量 1m^3 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。給水収益 / 年間総有収水量（円/ m^3 ）。給水単価ともいう。

◆緊急遮断弁（きんきゅうしゃだんべん）

地震や管路の破裂などの異常を検知するとロックやクラッチが解除され、自動的に自重や重錘または油圧や圧縮空気を利用して緊急閉止できる機能をもったバルブのこと。そのため、配水池流出管等に設置され、緊急時の貯水量確保等に利用される。

◆クリプトスポリジウム（くりぷとすぽりじうむ）

腸管に感染して下痢等を起こす病原微生物である。球形で直径約 $5\mu\text{m}$ 程度と小さく、塩素に耐性があり、水道水の消毒程度の塩素濃度ではほとんど不活化されない。そのため、ろ過方式の浄水処理を行う等の対策が必要となる。また、原水水質検査において指標菌が検出された場合、クリプトスポリジウムが混入している可能性が考えられるため、適切な対応を行う必要がある。

◆グローバル・パートナーシップ（ぐローばる・ぱーとなーしっぴ）

地球規模の協力関係により、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携することをいう。

◆経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す指標である。値が高いほど経常利益率が高いことを示し、これが 100%未満であることは、経常損失が生じていることを示す指標である。

◆減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

◆広域連携（こういきれんけい）

経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等による多様な形態による広域化（新たな概念の広域化）が提唱されている。

◆更新基準（こうしんきじゅん）

水道事業者独自の施設管理経験値等により定めた水道施設の更新基準年数をいう。

◆更新需要（こうしんじゅよう）

水道施設が法定耐用年数または更新基準に達することによる更新に必要な投資額をいう。

＝さ行＝

◆最大稼働率（さいだいかどうりつ）

1 日配水能力に対する一日最大給水量の割合を示し、施設の利用及び投資の適正化を判断する指標である。

◆事業継続計画（じぎょうけいぞくけいかく）

事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、許容限界以上のレベルで事業を継続させ、許容期間内に業務レベルを復旧させるための計画をいう。

◆自己資本構成比率（じこしほんこうせいひりつ）

総資本（負債及び資本）に対する自己資本の割合を示しており、財務の健全性を表す指標である。本指標が低いということは、企業債残高が相対的に多いということであり、企業債から発生する支払利息の負担が大きくなることを示す指標である。

◆施設利用率（しせつりようりつ）

1 日配水能力に対する一日平均給水量の割合を示し、施設の利用が有効かつ適切かを判断する指標である。

◆指標菌（しひょうきん）

厳密には微生物指標として利用する細菌あるいは細菌群である指標細菌を指すが、酵母やカビからなる真菌を含めることもある。従来、水の一般的な汚染を知る目的では一般細菌が用いられ、糞便汚染を知る目的では大腸菌群等が用いられる。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。

◆重要給水施設管路（じゅうようきゅうすいしせつかんろ）

災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要給水施設に供給する管路をいう。

◆浄水受水（じょうすいじゅすい）

当該水道事業体の原水の不足などのために、水道用水供給事業から浄水を受けること。

◆浄水池（じょうすいち）

浄水場内において、浄水処理の運転管理上生じるろ過水量と送水量との間の不均衡を緩和するとともに、事故時または水質異常時における水量変動の対応などのために浄水を貯留する池。

◆上水道（じょうすいどう）

水道事業のうち、計画給水人口が5,000人を超える事業をいう。

◆消費税資本的収支調整額（しょうひぜいしほんてきしゅうしちょうせいがく）

仮払消費税額と仮受消費税の差額（特定収入に係る控除対象外消費税があれば除く）を資本的収支調整額として会計上内部留保するものである。

◆水源地（すいげんち）

河川水などの地表水や井戸などの地下水、伏流水等の原水を取り入れるとともに、水質状況に応じて浄水処理を施し、配水池等に送水するための施設をいう。

◆水道事業（すいどうじぎょう）

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう。

◆石綿管（せきめんかん）

セメントにアスベストを混合して製造した繊維セメントの一種である石綿セメントを用いたコンクリート製の管のこと。

◆専用水道（せんようすいどう）

寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、もしくはその水道施設の一日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする水量が20m³を超えるものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち、地中または地表に施設されている口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下で水槽の有効容量の合計が100m³以下の水道は除かれる（水道法3条6項、同法令施行令1条、同法施行規則1条）。

◆送水管（そうすいかん）

浄水場で浄水処理された浄水を配水池まで送るための管（管路）をいう。

＝た行＝

◆耐震管（たいしんかん）

離脱防止機構付き継手を有するダクタイル鋳鉄管（S形、SⅡ形、NS形、GX形、US形、UF形、KF形、PⅡ形等）、鋼管（溶接継手）及び水道配水用ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）をいう。

◆耐用年数（たいようねんすう）

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数。固定資産の減価償却費を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価額とともに必要となる。

◆ダクタイル鋳鉄管（だくたいるちゅうてつかん）

鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に富んでいる。施工性が良好であるため、現在、水道用管として広く用いられているが、重量が比較的重いなどの短所がある。ダクタイル鋳鉄管が開発された昭和 30 年前後までは鋳鉄管が主に用いられていた。

◆地方公営企業法（ちほうこうえいきぎょうほう）

地方公共団体が経営する企業の能率的経営を促進し、経済性を発揮させるとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るため、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として、企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準、一部事業組合に関する特例を定める地方公営企業の基本法である。

◆長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゅう）

補助金等を受けて施設を整備した場合、補助金等に相当する分は収益化する制度をいう。交付される補助金等については長期前受金として負債（繰延収益）に計上したうえで、減価償却見合い分を順次収益化する。長期前受金戻入は、あくまでの帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。

＝な行＝

◆内部留保資金（ないぶりゅうほしきん）

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のこと。損益ベースでは将来の運転資金や投資資金として確保され、資金ベースでは資本的収支の不足額における補てん財源などに用いられる。

◆鉛製給水管（なまりせいきゅうすいかん）

鉛は加工しやすいため給水管に広く用いられてきた。しかし、材質がやわらかいことから破損による漏水の原因となり、また、水道を長時間使用しなかった場合、ごく微量であるが、水中に鉛が溶出し水質悪化の要因となるため、取替工事を実施している。

◆鉛製給水管率（なまりせいきゅうすいかんりつ）

給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、鉛製給水管の解消に向けた取組みの進捗度合いを表す指標である。

＝は行＝

◆配水管（はいすいかん）

浄水場や配水池からの浄水を水圧、水量、水質を安全かつ円滑に水道利用者に輸送する管（管路）をいう。

◆配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池。

構造形式として、主に RC 配水池、PC 配水池、SS 配水池、SUS 配水池があげられる。

RC 配水池とは、鉄筋コンクリート配水池を指し、コンクリート及び鉄筋を主材料とする。地形や規模に対し、地上式や地下式、半地下等での柔軟な対応が可能であり、配水池の形式として実績が最も多い。なお、コンクリートの所要強度を得るために養生期間が必要。

PC 配水池とは、プレストレストコンクリート配水池を指し、高強度コンクリート、鉄筋及び PC 鋼材等を主材料とする。形状は力学的特性から一般に円筒形であり、地上式の採用が多い。また、工法は現場打ちとプレキャストがあり、工期等の制約により選定される。RC 配水池に比べると、用地利用性に制約があるが、比較的狭い敷地への対応も可能。

SS 配水池とは、鋼製配水池を指し、一般的に鋼材を主材とし、溶接による一体構造で、高い耐震性能と水密性能をもつ。内外面に防水塗装を要するため、塗装の補修等の維持管理が必要。形状は一般的に円筒形であるが、比較的自由に設定が可能。

SUS 配水池とは、ステンレス製配水池を指し、一般的にステンレス鋼板は主部材となり、気相部と液相部で材料を使い分けることで合理的な防食効果が得られる。材料の耐食性が高いことから、防食塗装が不要なため、定期的な清掃により、塗装の補修等の維持管理が不要。

なお、他構造形式と比べ材料費が高く、全面ステンレス溶接のため、高い施工技術も必要。

FRP 配水池とは、ガラス繊維強化プラスチック製配水池を指し、一般的に強化プラスチックを主材料とし、形状は比較的自由に設定が可能であるが、耐用年数は他構造形式と比べ短い。

◆配水池の耐震化率（はいすいちのたいしんかりつ）

全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標である。

◆配水量（はいすいりょう）

配水池、配水ポンプなどから配水管に送り出された水量。配水量は料金水量、消火水量、メーター不感水量などからなる有効水量と、漏水量などからなる無効水量に区分されている。

◆配水量 1m³ 当たり電力消費量

（はいすいりょういちりっぽうめーとるあたりでんりょくしょうひりょう）

配水量 1m³ 当たりの電力使用量を示すもので、省エネルギー対策への取り組み度合いを表す指標である。電力使用量は、取水から給水までに使用する電力、営業所、事務所など水道事業に関わる各施設において使用した電力（照明、空調、事務機器など）、自家用発電で利用した電力の合計量とする。

◆HACCP（はさっぷ）

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

◆PFOS 及び PFOA（ピーふぉすおよびピーふぉあ）

有機フッ素化合物の一種で、泡消火薬剤等で広く使用されていた。厚生労働省は、令和2年度に水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目に追加し、その目標値は PFOS と PFOA の合計値で 50ng/L としている。

◆普及率（ふきゅうりつ）

普及率には「水道普及率」と「給水普及率」がある。

水道普及率とは、行政区域内人口に対する給水人口の割合を示し、水道を利用している人口の割合や水道未普及人口の割合を把握するために使用される。

（水道普及率（%）＝給水人口（上水道、簡易水道、専用水道）÷行政区域内人口×100）

給水普及率とは、給水区域内人口に対する給水人口の割合を示し、給水区域内の未普及人口の割合を把握するために使用される。そのため、水道事業の計画において一般に使用される普及率は給水普及率を指す。

（給水普及率（%）＝給水人口（専用水道除く）÷給水区域内人口×100）

◆法定耐用年数超過管路率（ほうていたいようねんすうちょうかかんろりつ）

管路の延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合を示すものであり、管路の老朽化度、更新の取組み状況を表す指標である。また、ここでいう法定耐用年数とは、地方公営企業法施行規則に示す耐用年数をいい、管路は 40 年となる。

◆ポリスリーブ（ぼりすりーぶ）

主に鉄管の埋設管における埋設土壌や地下水を起因とする腐食から防護するために管に被覆するポリエチレン製のものである。

＝や行＝**◆有効水量（ゆうこうすいりょう）**

水道使用上有効と見られる水量のこと。有収水量と無収水量に分類され、料金徴収の対象となる水量に加え、料金徴収の対象外となる事業用水量やメーター不感知水量を対象とする。

また、有効率とは年間総配水量に対する年間総有効水量の割合を示す。（有効率（%）＝年間総有効水量/年間総配水量×100）

◆有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量。また、有収率とは年間総配水量に対する年間総有収水量の割合を示す。

（有収率（％）＝年間総有収水量／年間総配水量×100）

◆有収水量密度（ゆうしゅうすいりょうみつど）

給水区域面積 1ha あたりの年間有収水量のことであり、地理的条件による事業体の分類区分を行うためのものである。

◆用水供給事業（ようすいきょうきゅうじぎょう）

水道事業が一般の水道利用者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、水道事業者にその用水を供給する事業をいう。

＝ら行＝

◆流動資産（りゅうどうしさん）

現金、原則として 1 年以内に現金化される債権、貯蔵品などをいい、絶えず流動的に出入りする資産であることからこの名称がある。現金預金等の当座資産、貯蔵品等のたな卸し資産、前払費用等のその他流動資産に区分けしてある。

◆流動負債（りゅうどうふさい）

負債は、その返済までの期間の長短によって流動負債と固定負債に分けられる。流動負債は、負債のうち、事業の通常取引において 1 年以内に償還しなければならない短期債務のことをいう。流動負債は一時借入金、未払金、未払費用、前受金及びその他流動負債に区分される。

◆料金回収率（りょうきんかいしゅうりつ）

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあっては、適正な料金収入の確保が求められる。

◆レジリエント（れじりえんと）

「回復力」「復元力」「耐久力」「再起力」「弾力」などと訳される言葉で、困難をしなやかに乗り越え、回復する力のことをいう。

伊勢市水道事業ビジョン
(中間見直し)

うま
～ 美し水 つなぐ信頼 伊勢心 ～
ごころ

令和6年3月

<発行>

伊勢市 上下水道部

〒519-0696 三重県伊勢市二見町茶屋420番地1

TEL : 0596-42-1508

FAX : 0596-42-1540

E-mail : suidou@city.ise.mie.jp

